

# 米トレーサビリティ制度

## 外食事業者の皆様へ

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）により、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行うすべての方に、取引等の記録を作成・保存すること、産地情報を取引先や消費者に伝達することが義務付けられています。

### 取引記録の作成・保存

仕入れたお米の記録は  
3年間保存してください

#### 記録の保存例

##### 納品書を保存

| 品名      | 産地  | 数量   | 年月日        | 取引先名    |
|---------|-----|------|------------|---------|
| 精米      | 新潟県 | 10kg | 2023.10.01 | ABC株式会社 |
| 玄米      | 山形県 | 5kg  | 2023.10.05 | DEF株式会社 |
| 雑穀ブレンド米 | 徳島県 | 3kg  | 2023.10.10 | GHI株式会社 |



#### 電子媒体で管理



#### 記録する事項

品名、産地、数量、年月日、取引先名、搬出入した場所

### 産地情報の伝達

お客様へお米の  
産地情報の伝達が必要です

#### 伝達の方法例

店内に産地情報を  
掲示



産地情報については、  
店員におたずね  
ください。



店内に産地を  
知ることが  
できる方法  
を掲示

メニューに  
産地情報を記載



外食店等（料理を提供する事業者）は、米飯類のみ  
産地情報の伝達が必要です

**Q** 制度の対象となる米・米加工品にはどんなものがありますか？

**A** 対象品目は以下のとおりです。

- ・米穀（精米、玄米、雑穀ブレンド米 等）
- ・米飯類※、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん
- ・米粉や米こうじ等の中間原材料

※米飯類は、白飯、おかゆ、赤飯、おこわ、炒飯、ピラフ、パエリア、ドリア、寿司、おにぎり、カレーライス、ライスバーガー、各種弁当などが対象となります。

**Q** スーパーで精米を購入し、料理としてお客様に提供した場合、レシートには産地が記載されていませんが、購入した際、自らお米の産地を記録する必要がありますか？

**A** スーパーで購入した精米でも、調理してお客様に提供する場合は、入荷の記録・保存が必要です。レシートに産地が記載されていなければ、例えば、包装に記載された産地をレシートに記載するなど、何らかの形で産地を記録しておく必要があります。

農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ制度の詳しい情報を掲載しています。  
[http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome\\_toresa/index.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html)

米トレサ法



お問い合わせは

# 牛トレーサビリティ制度

## 特定料理提供業者の皆様へ

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛トレーサビリティ法）により、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において、個体識別番号を正確に伝達することにより、消費者に対して個体識別番号の提供を促進しています。

**「特定料理」とは、「焼き肉」「しゃぶしゃぶ」「すき焼き」「ステーキ」です。**  
**「特定料理提供業者」とは、主として特定料理を提供する事業者であり、一般の食堂やレストランは対象外です。**

### 仕入れの記録・保存

**特定牛肉の仕入れの記録を保存してください**

#### 記録の保存例

納品書（仕入伝票）を保存

電子媒体で管理



記録は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後2年間保存

#### 記録する事項

特定料理の主たる材料とした特定牛肉の仕入れごとに、

- ・ 個体識別番号（又はロット番号）
- ・ 仕入れの年月日、相手先、重量

※特定牛肉とは、牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉であって、枝肉・部分肉・精肉が該当します。（牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られた、くず肉は除く。）

**Q 個体識別番号は、店頭やメニューに表示するのではなく、お客様に聞かれたときに答えればよいですか？**

**A** お客様に聞かれたら答えるという対応では不十分であり、店舗の見やすい場所に明瞭に表示しなければなりません。

**Q 主として特定料理を提供する事業者とは、どのような事業者ですか？**

**A** 特定料理の提供が、当該営業施設における仕入れや販売額の過半数を占めているかどうか等を基準として判断します。料理の提供を主たる事業としていないバーやスナック、特定料理が一部メニューに限られているファミリーレストランなどは対象外です。

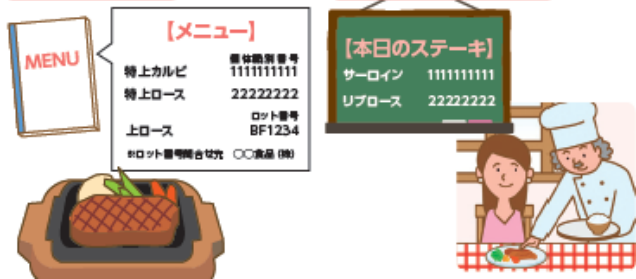
### 個体識別番号の表示

**特定料理を提供するときは個体識別番号の表示が必要です**

#### 個体識別番号・ロット番号の表示例

メニューに表示

店頭でボード表示



#### 表示すべき事項

個体識別番号（複数表示は50頭以下）  
又は  
ロット（荷口）番号と問い合わせ先

農林水産省のHPでは、牛トレーサビリティ制度の詳しい情報を掲載しています。  
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/trace/index.html>

牛トレサ法



お問い合わせは